

議員提出議案第9号

宝塚市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年(2021年)5月18日提出

宝塚市議会議長 三宅浩二様

(提出者)

宝塚市議会議員	大川裕之
同	藤岡和枝
同	となき正勝
同	梶川みさお
同	池田光隆
同	田中大志朗
同	寺本早苗
同	北山照昭

宝塚市条例第 号

宝塚市議会委員会条例の一部を改正する条例

宝塚市議会委員会条例(昭和33年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務常任委員会の項中「8人」を「9人」に改め、同表文教生活常任委員会の項中「9人」を「8人」に改める。

附則第2項中「平成28年5月24日」を「令和2年5月25日」に、「平成29年5月15日」を「令和3年5月17日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。